

## 中期経営計画の改訂について（概要）

### （1）新公立病院改革ガイドラインの概要

平成27年3月、総務省は新たな公立病院改革ガイドライン（以下、新改革ガイドラインという。）を策定し、各自治体がこれを踏まえて新たな公立病院改革プラン（以下、新改革プランという。）を策定し、病院事業の経営改革に取り組むよう通知した。

新改革ガイドラインは、先に策定された公立病院改革ガイドライン（以下、旧改革ガイドラインという。）の内容を継承しつつ、都道府県が策定する「地域医療構想」の実現に向けた取組と連携するものとなっており、旧改革ガイドラインに示されていた3つの視点（再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、経営の効率化）に、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた4つの視点に立った新改革プランの策定が求められている。

### （2）当院における新改革プラン策定の考え方について

#### ① 新改革プランの位置づけ

##### 新改革ガイドラインでは

今後の公立病院改革の目指すところは、旧改革ガイドラインと大きく変わるものではないものとしており、既に、自主的に旧改革ガイドラインによる公立病院改革プラン（以下、「旧改革プラン」とする）の改訂を行っている場合等は、新改革ガイドラインに要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものとしている。

##### 当院では、

既に中期経営計画が策定されていることから、国の方針を踏まえ、新改革ガイドラインに要請している事項のうち不足している部分を追加することとし、新改革プランとして中期経営計画改訂版を策定する。

具体的に今回の見直しに当たっては、中期経営計画と新改革ガイドラインとの整合性を図りながら、現状の記載内容より取組内容が具体化した場合や変化した場合、また現状の内容では包含されていないような新たな制度や数値目標などの追記について見直すとともに、北海道が策定する「地域医療構想」を踏まえた当院の役割を検討し、明確化する。

## ② 中期経営計画改訂版の計画期間

### 新改革ガイドラインでは

新改革プランは、都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、できる限り早期に策定することとし、平成27年度又は平成28年度中に策定するものとしている。また、新改革プランは、策定年度から平成32年度までの期間を対象として策定することを標準としている。

### 当院では、

平成26年度を初年度とした中期経営計画については、平成30年度までの5年間を計画期間としているが、新改革プランとなる中期経営計画改訂版は平成28年度から平成32年度までの5年間とする。

## (3) 中期経営計画改訂版スケジュールについて

平成28年 3月

第3回経営懇話会開催

- ・新改革ガイドラインの概要
- ・新改革プラン策定の考え方について
- ・中期経営計画改訂版スケジュールについて

7月～9月

北海道地域医療構想公表

第4回経営懇話会開催

- ・北海道地域医療構想について
- ・中期経営計画改訂版骨子

9月～12月

中期経営計画改訂版策定作業

※見直し内容のボリューム等を踏まえ、開催数に関わらず随時文書等で各懇話会委員へ確認を諮りながら素案等を取りまとめする。

平成29年 1月

第5回経営懇話会開催

- ・中期経営計画改訂版（案）